

「家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行」についての基本方針

第1 小平市一般廃棄物処理基本計画における考え方について

市では、循環型社会の形成に向けて、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進や廃棄物の適正処理に係る様々な施策を展開しており、その中で、家庭ごみ有料化の目的を「市民の意識改革」とし、市民による廃棄物の減量、資源物の分別の徹底等を促し、更なるごみ減量を図るため、「小平市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」（平成26年3月策定）では、家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行を重点施策の一つとして位置づけています。

基本計画では、市民のごみに対する意識の向上、分別の推進を図ることから、全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化を条件として、家庭ごみ有料化、戸別収集へ移行することとしています。全量容器包装プラスチックの資源化については、小平・村山・大和衛生組合が、「小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設」の建設のため、平成29年1月に施設整備工事契約を締結しており、平成31年度に稼働することが予定されています。

更に、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の稼働、並びに今後予定されている不燃・粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設の更新に伴い、ごみを減量し、搬入量を平準化するために必要な収集日及び分別変更、適正排出を促す戸別収集を合わせて行うこととします。

なお、「家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行」は、本方針に基づき、実施計画を策定し、取り組むこととします。

1 家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行の背景等

(1) 小平市の現状

小平市では、平成12年度に事業系ごみの有料化を実施し、平成15年3月策定の「小平市ごみ処理基本計画」では、平成15年度から平成17年度までの間に家庭ごみの有料化を実施するとしていました。その後、平成20年3月策定の「小平市ごみ処理基本計画」では、家庭ごみの有料化について、継続して検討するとし、平成26年3月策定の「小平市一般廃棄物処理基本計画」では、家庭ごみの有料化・戸別収集への移行を、重点施策の一つとしています。

(2) 小平市廃棄物減量等推進審議会の答申

審議会では、平成7年3月に、事業系ごみの有料化について実施すべきとしており、「家庭ごみ有料化については、慎重な研究をするように」との答申がありました。

その後、平成13年11月には、「21世紀に向けた小平市におけるごみ減量方策とリサイクルの推進について～家庭ごみ等の処理費用負担のあり方について～」として、「家庭ごみの処理費用の負担を市民に求めるべき」との答申がありました。

また、平成26年7月には「小平市一般廃棄物処理基本計画に定める重点施策の実現について」諮問し、平成28年4月「家庭ごみ有料化・戸別収集への移行について、基本計画に基づき、平成31年度の実現に向けて検討・準備を進めるべき」との答申がありました。

なお、平成28年7月の審議会では、これまでの答申を受けて、「家庭ごみ有料化・戸別収集への移行の実施内容について」の諮問をしたところです。

(3) 国・都等の動向

①多摩地域

多摩地域の26市では、すでに22市が家庭ごみ有料化を実施しており、ごみの減量化に取

組んでいます。現在、有料化を行っていない自治体は、小平市を含め、国立市、東久留米市、武蔵村山市の4市となっております。ただし、国立市、東久留米市は、平成29年度からの家庭ごみ有料化を表明しています。

また、東京たま広域資源循環組合では、第5次廃棄物減容（量）化基本計画（平成27年7月策定）において、「ごみ有料化は減量効果が高い施策であり、22団体が実施、4団体も検討中」としており、平成27年度と比較して焼却灰を5%、埋立てを40%減量することとしています。

②東京都

東京都では、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（平成28年3月策定）において、「東京都としては家庭ごみ有料化未実施の区市町村に対し、ごみ減量に有効な手法の一つとして、家庭ごみ有料化に向けた議論を促していく」としています。

③環境省

国では、国全体の施策として、自治体を支援し家庭ごみ有料化を推進するため、平成25年4月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成し、導入を後押ししています。

④東京都市長会

東京都市長会では、「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして - 家庭ごみの有料化について -」（平成13年10月）の中で「平成15年度までを目途に、全市において家庭ごみの有料化を進める」と明記しています。

2 位置づけ

「家庭ごみの有料化及び戸別収集への移行」については、基本計画の中で位置付けられており、実施については、小平市第三次長期総合計画及び小平市環境基本計画等との整合を図ります。

3 実施の時期

平成31年度中を目途に実施します。

第2 実施計画の策定について

実施計画の策定にあたっては、市民への影響も大きいことから、十分な周知のもと、意見を広く取り入れ、問題意識の共有を図りながら、以下の項目等について整理し、実施計画を策定します。

1 策定の時期

平成30年3月に策定します。（予定）

2 計画内容

- (1) 有料化、戸別収集の実施時期
- (2) 有料化の対象範囲及び対象から除外する範囲
- (3) 手数料負担の仕組み
- (4) 減免措置
- (5) 戸別収集方式への移行手順

